

2023

# 愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

## 令和5年6月号



毎月15日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。  
(15日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

# 目次



## 愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
新しい「ひめボス宣言事業所」認証制度について（リーフレット）	2
中小企業労働相談所のご利用について	4
愛媛中央産業技術専門学校 オープンキャンパスの開催について	5
「優秀勤労障がい者」知事表彰の推薦募集中！	6
「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！	7
中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業の募集	9
奨学金返還支援制度（IT 人材確保枠）助成対象者向けチラシ	10
「えひめの女性デジタルスキル de 就職応援プログラム」受講者募集！	12
中小企業DX実践人材育成支援事業の募集を開始しました	13
労働委員会の窓（令和5年5月分）	16

## 愛媛労働局からのご案内・お知らせ

ケアプラザ新居浜のご案内	17
7月1日から令和5年度「全国安全週間」が始まります	19
障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について	21
就職氷河期世代の積極的な採用と人材育成をお願いします	23
「産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）」を4月1日に創設しました	24
労働移動支援セミナーのご案内	26
愛媛働き方改革推進支援センターを利用してみませんか？	27
STOP!!就活ハラスメント	29

## 中小企業退職金共済事業本部からのご案内・お知らせ

ご存じですか？中退共の退職金制度。	30
-------------------	----

# 離職者等緊急生活資金のご案内

## 《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

## 《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、18歳以上65歳以下であること。

### （離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

### （休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

### 離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%  
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内  
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(離職者一人につき)
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要。
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

### 休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%  
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内  
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(休業者一人につき)
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

# 「ひめボス宣言事業所」 リスタート!

愛媛県は人口減少対策、女性活躍、  
仕事と家庭の両立支援に本気で取り組むため、  
愛媛県版イクボス「ひめボス宣言事業所」と  
「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を統合。  
新制度をスタートします。



## Q & A

**Q1** ひめボス宣言事業所ですが、新たな手続きが必要ですか？

**A1** 令和5年4月以降は、新しい「ひめボス宣言事業所」になりますが、令和8年3月31日までに基本認証申請要件を満たしていただく必要があります。

**Q2** ひめボス事業所plus、ひめボス事業所plus+の認定を受けていますが、奨励金を受けることはできますか？

**A2** 新しい「ひめボス宣言事業所」の基本認証を受けたうえで、実績を上げる必要があります。

**Q3** えひめ仕事と家庭の両立応援企業は、ひめボス宣言事業所になれますか？

**A3** 令和5年4月以降は、新しい「ひめボス宣言事業所」になりますが、一般事業主行動計画策定満了日または令和8年3月31日までに基本認証申請要件を満たしていただく必要があります。



愛媛県ひめボス  
問合せ窓口

愛媛県 ひめボス 奨励金 🔍

[himeboss@pref.ehime.lg.jp](mailto:himeboss@pref.ehime.lg.jp)

※上記問合せ窓口は、令和5年6月末までの予定です。問合せ窓口が変更になりましたら、愛媛県のホームページでお知らせします。



新しい  
「ひめボス宣言事業所」  
はじまります

愛媛県はやるけん!

## 女性活躍推進 × 仕事と家庭の両立支援 本気で応援。



# 新しい「ひめボス宣言事業所」認証制度はじまります



## ひめボス宣言事業所 スーパープレミアム (上位認証)

1~4の要件を2つ以上(30人以上の企業は3つ以上)、5及び6の要件は必須。

### 上位認証申請要件

1	女性労働者の割合が国の定める平均値※以上
2	女性労働者の平均勤続年数が国の定める平均値※以上
3	女性の非正規から正社員への転換実績 または過去に在籍した女性の正社員再雇用実績
4	女性管理職の割合が国の定める平均値※以上

5	女性労働者の就業継続率80%以上
6	男性労働者の育休取得率100%

認証に対する奨励金 **100** 万円

(常時雇用する従業員300人以下の企業が奨励金支給対象)

※国の定める平均値:女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値  
※認証は、要件達成のほか県の審査により決定します。



## ひめボス宣言事業所 (基本認証)

1~4の要件をすべて満たすこと

### 基本認証申請要件

1	宣言書へ署名
2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
4	育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント規定の整備

実績に対する奨励金 **20** 万円

(常時雇用する従業員300人以下の企業が奨励金支給対象)

※原則奨励金メニューの女性活躍推進(A,B)から1つ以上、仕事と家庭の両立支援推進(C,D,E)から1つ以上達成。

※奨励金支給は、要件達成のほか県の審査により決定します。

	女性活躍推進	実績
A	出産育児等で退職した女性の再雇用	再雇用後6か月以上就労
B	職場環境の整備 ●女性更衣室や休憩室、トイレの整備 ●女性従業員が少ない事業所における女性採用説明会の開催 ●スキルアップや学び直しに関する制度の創設など (従業員の研修・大学院、資格取得等の費用助成等)	女性採用増加、スキルアップ等の活用実績

	仕事と家庭の両立支援推進	実績
C	男性従業員育休取得日数増加	通算1か月以上取得
D	男性従業員育休取得率向上	男性育休取得率100%
E	法定以上(小3まで)の仕事と育児の両立支援措置整備	制度利用実績



# 中小企業労働相談所のご利用について

労働問題でお悩みの方は、  
中小企業労働相談所をご利用ください。



各中小企業労働相談所では、相談員が相談をお受けするほか、関係機関への紹介等も行っています。（労働者の方、使用者の方、どちらの相談にも応じます）

また、中予地方局に設置している松山中小企業労働相談所では、毎月2回（原則、第一・第三金曜日の10時から15時）労働問題の専門家である社会保険労務士による相談も実施しています。

いずれも相談料は**無料**で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

電話での相談もお受けしています。



## 【愛媛県中小企業労働相談所】

相談所	所在地	受付時間	電話番号
西条中小企業労働相談所 （東予地方局商工観光課内）	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	<a href="tel:0897-56-1300">0897-56-1300</a> （内線 465）
今治中小企業労働相談所 （東予地方局今治支局商工観光室内）	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	<a href="tel:0898-23-2500">0898-23-2500</a> （内線 318） <a href="tel:0898-22-8598">0898-22-8598</a> （直通）
松山中小企業労働相談所 （中予地方局商工観光課内）	〒790-8502 松山市北持田町 132	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	<a href="tel:089-909-8760">089-909-8760</a> （直通）
宇和島中小企業労働相談所 （南予地方局商工観光課内）	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	<a href="tel:0895-28-6146">0895-28-6146</a> （直通）
八幡浜中小企業労働相談所 （南予地方局八幡浜支局商工観光室内）	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	<a href="tel:0894-22-4111">0894-22-4111</a> （内線 234）

# 愛媛中央産業技術専門校 オープンキャンパスの開催について

## 概要

愛媛県立産業技術専門校では高校を卒業した方や再就職を希望する方などを対象に、専門的な知識や技能を身につける職業訓練を実施し、県内ものづくり産業への就職を支援しています。

愛媛中央産業技術専門校で、校内見学や技能体験ができるオープンキャンパスを開催しますので、ぜひご来校ください！

## 開催内容

開催日時：令和5年6月17日（土）9：00～12：00

開催場所：愛媛中央産業技術専門校（今治市桜井団地4-1-1）

参加料：無料

対象者：高校生、既卒者、一般、保護者の方々

コンテンツ：施設見学、カリキュラム説明、技能体験

### <技能体験一覧>

#### ◆今治タオルものづくり科

タオルプリント体験（定員5名）



#### ◆服飾モード科

リラックspanツづくり（定員5名）



#### ◆ビジネスデザイン科

Tシャツデザイン（定員10名）



#### ◆設備エンジニア科

アクリルスマホスタンドづくり（定員5名）



## 申し込み方法

オープンキャンパスへの参加を希望される方は、愛媛中央産業技術専門校までお電話をお願いします。

愛媛中央産業技術専門校 TEL 0898-48-0525

その他のお問い合わせについても、愛媛中央産業技術専門校へお問い合わせください。



# 「優秀勤労障がい者」知事表彰の推薦募集中！

## ○愛媛県では、「優秀勤労障がい者」の知事表彰を行っています。

愛媛県では、一般の事業所に勤務されている障がい者の方で、その障がいを克服し、「職業人」として活躍されている方を、「優秀勤労障がい者」として表彰し、そのご努力を広く県民に周知することで、ご本人をはじめ、障がい者の方の労働意欲の向上を図り、ひいては障がい者の雇用促進につなげたいと考えております。

## ○ご本人のためにもご推薦ください。

障がい者の方のこれまでのご努力に対する表彰であり、ご本人の励みにもなりますので、積極的なご推薦をお願いします。

推薦期限・・・令和5年8月18日（金）

推薦方法・・・「推薦書」に必要事項をご記入の上、障害者手帳又は療育手帳のコピーを添付して、下記住所宛てにご郵送ください。（推薦書の様式は、県のHPに掲載しています。検索→「愛媛県 優秀勤労障がい者知事表彰」）

※ 推薦いただいた方全員が表彰されるものではありません。なお、受賞された方のみご連絡いたしますのでご了承ください。

※ これまでに推薦いただいた方で、未受賞の方を、再度、推薦いただくことも可能です。

※ 同一事業所からの受賞者は、各年度1名のみとなりますのでご了承ください。

推薦に当たっては、必ずご本人の了解を得て、推薦してください。

また、受賞者は表彰式の後、県のホームページ等で、氏名・勤務先が公表されますのでご了承ください。

## ○表彰式があります。（予定）

令和5年10月開催予定の「高齢・障がい者雇用フェスタ in えひめ」において、表彰式を実施します。（愛媛県県民文化会館）

**本表彰の趣旨をご理解いただき、積極的なご推薦をお願いいたします。**

（お問合せ先、推薦書送付先）

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 愛媛県産業人材課

TEL：089-912-2505 FAX：089-912-2508 E-mail：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp



# 「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！

## 《概要》

愛媛県では、女性が自らの能力を発揮して正社員として活躍できるように、「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」を展開中！

本プロジェクトでは、「事業者向け支援」、「女性求職者向け支援」、「紹介予定派遣制度を活用した支援」の3つの支援を通じて、女性の良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保をサポートします。

## 《プロジェクトの内容》

### 【事業者向け支援】

- ダイバーシティセミナー（ZOOM オンライン開催）  
7月5日（水）14：00～16：00
- 中小企業診断士等の専門家派遣

### 【女性求職者向け支援】

- キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー
- 県内企業の魅力発見セミナー
- 職場見学・マッチング交流会 などを予定

### 【紹介予定派遣制度を活用した支援】

- 就職に必要なビジネススキル等の習得支援
- キャリアコンサルタントによる職業相談
- 人材マッチングの支援



## 《専門家派遣による受入環境整備支援のご案内》

丁寧なヒアリングで貴社に合った専門家を派遣します！

### お申し込み

お申し込みは下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

### ヒアリング

課題等を事務局が御社へ伺いヒアリング。

### マッチング

ヒアリングの結果をもとに専門家、支援内容を決定。

### 支援実施

専門家が策定した支援計画をもとに伴走型支援で課題を解決。

【お問い合わせ先】（TEL）089-947-0038 （メール）ehime-seikikoyou@crie.co.jp

### 専用サイト



<https://ehime-joseikoyoushien.jp>

### 公式LINE



LINE 公式アカウントで本プロジェクトの最新情報を発信

えひめの女性おしごと応援プロジェクト

ダイバーシティセミナー

# 中堅以上の女性人材の活躍を考える

～子育てだけじゃない・次のダイバーシティとは～

開催日

7月5日(水)

時間

14:00～16:00

会場

ZOOMオンライン

参加  
無料

定員  
30名

女性の活躍がめざましい現在、ダイバーシティ=多様性への対応は企業の急務となっています。当セミナーでは企業経営層や人事担当者の皆様を対象に、今取り組むべき課題を明確化し、女性活躍推進の必要性やメリット、ノウハウ等を学ぶことができます。

## セミナー内容

- 育休制度取得やワークライフバランスの理解が深まりつつある今、企業が次に取り組むべき多様性とは何か？
- 平等ではなく公平な職場環境とは？  
男女の賃金格差とは？  
企業としての考え方や価値観について
- 女性を含む多様な人材が互いを尊重しあい、力を発揮できる環境づくり

## 講師プロフィール

NPO 法人 ワークライフ・コラボ 代表理事  
キャリアコンサルタント 両立支援コーディネーター  
ほった まな



### 堀田 真奈

大学卒業後、旅行会社営業職で約8年勤務。複数の転職と自らの仕事と子育ての両立の経験から平成21年にワークライフ・バランスの普及&地域活性化を目的としたNPO法人を設立。

県内企業を500社以上訪問、女性の活躍や働き方変革のニーズを拾い具体的な支援や提言に取り組む。

平成28年には、野志松山市長にイクボス宣言を提案し、松山市と市内121の企業・団体の「まつやまイクボス合同宣言」の立会人となる。

まつやま働き方改革推進協議会メンバーとなり、松山市にて働き方改革の必要性周知活動と具体的な支援を実施。

当プロジェクトではセミナー参加企業への採用支援も実施。県内企業に就職を希望する求職者との出会いの機会をご提供します。



当セミナーに参加する



職場改善+雇用機会の増加



人材の採用・定着を実現!

## 参加申し込み

県内企業向け支援

参加無料

E-mail

ehime-seikikoyou@crie.co.jp

WEB

<https://ehime-joseikoyoushien.jp/business/divercity/>



## お問い合わせ

電話

089-947-0038 平日(月曜～金曜)  
9時00分～17時30分

E-mail

ehime-seikikoyou@crie.co.jp

運営事業者

受託会社：株式会社 クリエアナブキ

〒790-0003 松山市三番町4丁目9-6 NBF 松山日銀前ビル 2F (クリエアナブキ内)

HP:<https://ehime-joseikoyoushien.jp/>

※本事業は、厚生労働省の地域活性化雇用創造プロジェクトの一環で愛媛県が実施する「令和5年度女性人材正規雇用マッチング支援事業」を、株式会社クリエアナブキが委託を受けて運営しております。

# 愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業を募集しています！

## 《概要》

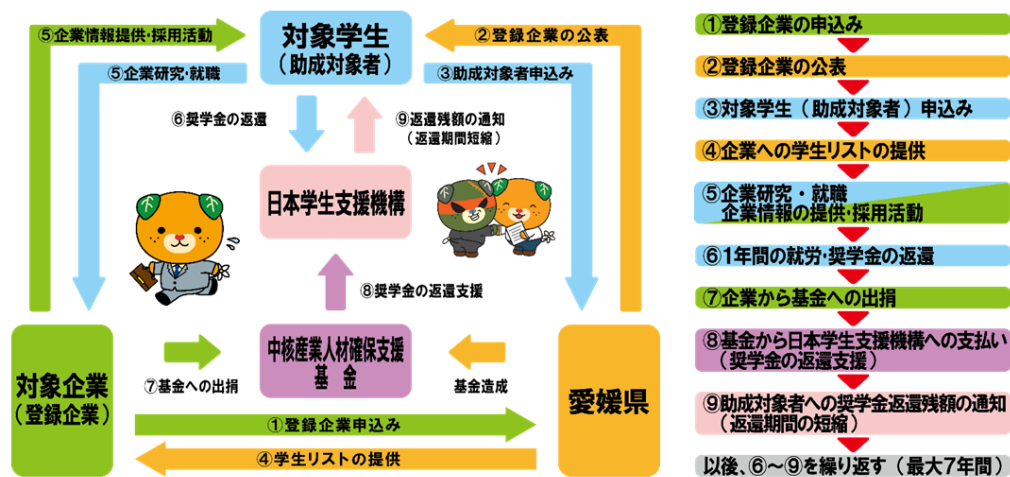
愛媛県では、県内産業を支える中核人材となる大学生等の県内定着やU・Jターン就職を促進するため、県内の登録企業に就職した場合に、県と登録企業が出捐した基金により、**奨学金の返還を助成する制度**（愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度）の**登録企業を募集**しています。

本制度の趣旨に賛同いただける県内企業のみなさまは、ぜひご登録をお願いします！

### 企業のメリット



### 中核産業人材確保支援制度の流れ



～詳細はコチラ（県 HP）～

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/kigyoubosyu.html>



## 《登録申請》

登録申請フォームから電子申請をお願いします。

（登録申請フォーム URL）

<https://logoform.jp/form/XG6n/kigyoutourokushinsei>



愛媛県と県内企業が共同で  
奨学金の返還を支援！

最大**141.1**万円  
最長**7**年間助成

# 助成対象者を募集します

(愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 IT人材確保枠)

## ● 本制度の対象となる方

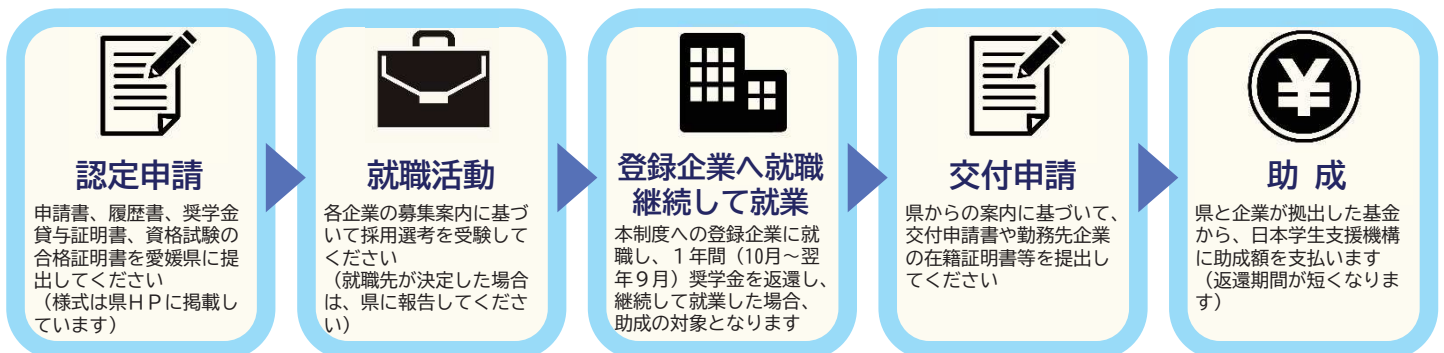
本制度の対象となる方は、以下の**全ての要件に該当**する方とします

- ① 日本学生支援機構の**第一種・第二種奨学金の貸与を受けている方**
- ② 情報処理推進機構が定める**ITスキル標準レベル2以上**の情報処理技術者試験に合格している方
- ③ 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する、卒業前年次若しくは卒業年次の方  
又は 既卒者で**登録企業への就職を希望する方**（応募時点で登録企業に雇用されている方を除く）

## ● 制度の概要

- IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
- 助成金額は、1年間（10月分～翌年9月分）の**奨学金返還額の4/5又は20.16万円のいずれか低い額**とし、**最長7年間助成**します。（最大141.1万円）
- 助成額は、原則として日本学生支援機構に支払います（返還期間が短くなります）。

## ● 助成までの流れ



※就職活動後（内定取得後）に資格試験に合格した場合で、内定先企業（登録企業）の了承が得られた場合は、就職活動後に申請を行っても差し支えありません。  
(ただし、就職前（入社前）に申請を行う必要があります)

**志望業種・企業が決まっていなくても、まずは申請を！**

## ● 本制度に関するお問い合わせ ●

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課  
TEL : 089-912-2509 E-mail : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp  
HP : [https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/it\\_jinzai.html](https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/it_jinzai.html)

愛媛 IT奨学金

検索



## 登録企業一覧

（令和4年12月31日時点・五十音順）

会社名称	市町	産業分類	主な採用予定職種								リモートワーク制度	
			プログラマー	エンジニア システム	ネットワーク エンジニア	データベース エンジニア	サーバー エンジニア	IT コンサルタント	プロジェクト マネージャー	その他		
株式会社アイムービック	松山市	情報通信業		●								有り
株式会社伊予エンジニアリング	松山市	情報通信業	●	●							●	有り
株式会社 いよぎんコンピュータサービス	松山市	情報通信業	●									—
株式会社NPシステム開発	松山市	情報通信業	●	●	●	●	●					—
株式会社オフィス・クラフト	宇和島市	情報通信業	●	●	●	●	●	●	●			有り
株式会社コモテック	松山市	情報通信業	●	●		●	●	●	●			—
株式会社スディブリンク	西条市	情報通信業	●	●		●		●	●			—
システムアーク株式会社 四国支店	松山市	情報通信業	●	●	●	●					●	—
株式会社 システムサポートサービス	松山市	情報通信業	●	●								有り
株式会社瀬戸内	今治市	専門・技術 サービス業	●	●				●	●	●		有り
ソフトサイエンス株式会社	松山市	情報通信業	●	●							●	—
株式会社タイワ	新居浜市	情報通信業	●									有り
株式会社ひめぎんソフト	松山市	情報通信業	●	●	●	●						有り

登録企業は随時追加されますので、最新の状況は県ホームページにてご確認ください。

# 「えひめの女性デジタルスキル de 就職応援プログラム」 受講者を募集します！

## 《概要》

愛媛県では、意欲ある女性のデジタルスキルの習得を支援し、良質で安定的な雇用につなげるため、県内での正社員就職を目指す女性求職者を対象とした「えひめの女性デジタルスキル de 就職応援プログラム」を実施します。

ご自宅にてオンラインで受講できる **e-ラーニング教材**により企業が求める実践的なデジタルスキルを身に付けていただき、就職活動のサポートなど伴走支援を行いながら、**県内での正社員就職に向けたきめ細かなサポート**を行うプログラムです。



## 《受講者募集》

### 1. プログラムの内容

〈e-ラーニングカリキュラム〉

- ・デジタル基礎
- ・マーケティング基礎
- ・情報セキュリティ
- ・HP制作
- ・SNSマーケティング
- ・動画制作 等

※お申込みいただいた後に面談を行い、ご希望や適性等をふまえてカリキュラムを設定します。

〈その他〉

- ・受講上の相談対応
- ・受講者同士の交流会
- ・キャリアサポート（就職相談）

2. 受講対象 愛媛県内での正社員就職を目指す女性

3. 受講料 **無料**

4. 申込み 下記専用サイトから（令和5年6月30日まで）

5. 専用サイト [https://eis-reach.com/r5\\_digital\\_skill/](https://eis-reach.com/r5_digital_skill/)

詳細・お申込みはコチラ →



# 中小企業DX実践人材育成支援事業の募集を開始しました

## 《事業概要》

業務効率化や新事業創出等による競争力強化のため、DXに向けた取り組みを実践できる人材を育成することが求められています。

そこで、愛媛県では専門家（アドバイザー）を派遣しDXを実践できる社内人材育成に向けたプログラムの構築を支援するとともに、DX実践に向けた知識、技能の習得やデジタルリテラシーの向上など、社員のリスキリングを目的として実施する研修に要する経費を補助することとし、募集を開始しました。

## 《募集概要》

### DX実践人材育成プログラム構築アドバイザー派遣

#### ○対象企業

県内に事業所を有する中小企業等

#### ○実施内容

- ・アドバイザーによるヒアリングや診断テスト等の実施
- ・デジタル人材育成プログラム案の作成・提案
- ・デジタル人材を育成するための研修の提案

#### ○申込みはコチラ（特設サイト）

<https://ehime-dx-advisor.jp/>

### DX実践人材育成支援事業費補助金

#### ○対象経費

- ・DX推進を目的とした研修受講料、教材費
- ・ITパスポート取得のための講座受講料、受験料

#### ○補助率

対象経費の1/2

#### ○補助限度額

1社当たり45万円（1人当たり15万円を上限）

#### ○詳細はコチラ（県HP）

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/dx-jissen-hojo.html>

デジタル人材の育成に  
お悩みの企業様へチャンス到来!

# デジタル人材育成に 精通したアドバイザーが 人材育成プラン策定を お手伝い!

参加  
無料

お申込みはこちらから▶



こんなお悩みを抱えてはいませんか?

- DX推進を社内の人材だけでできるのか不安…
- デジタル人材をどのように育成すればよいかわからない…

企業様の状況にぴったりの人材育成プランを作成します!

01



## ヒアリング

アドバイザーによるヒアリングや診断テスト等を実施し、企業様のDX推進において、どのような人材育成が必要か現状を把握します。

02



## プランニング

ヒアリングをもとに、デジタル人材育成プランやデジタル人材を育成するための研修を、アドバイザーが提案します。

さらに…

プランに基づき研修を受講する場合、補助金を活用できます!

(令和5年度愛媛県DX実践人材育成支援事業費補助金)

# 最大半額補助!!

※限度額や補助対象経費等の詳細は、交付要綱等をご確認ください。

お問合せは  
こちらから

DX実践人材育成プログラム  
構築アドバイザー派遣業務 事務局  
(株式会社クリエイティブナブキ 松山支店)

TEL:089-947-0005



社内でDX研修を  
進めようとしているが、  
費用が高くて困っている企業様へ!

令和5年度

# 愛媛県DX実践人材育成 支援事業費補助金

## 目的

県内企業がDXの取組みを実践することのできる社内人材を育成することで、DXによる生産性向上や新規事業創出等を促進し、県内産業の更なる活性化を図ることを目的としています。

## 対象事業者

愛媛県内に本社、支社、支店、事業所等を有する事業者

## 対象経費

●DX推進を目的とした研修受講料、教材費 ●ITパスポート試験の受験手数料、対策講座受講料

## 補助率及び 補助限度額

●補助率:補助対象経費の1/2 ●補助限度額:1社当たり45万円(1人当たり15万円を限度)

## 募集期間

- 第1回 令和5年5月31日(水)から令和5年6月30日(金)まで
- 第2回 令和5年7月3日(月)から令和5年8月31日(木)まで
- 第3回 令和5年9月1日(金)から令和5年10月31日(火)まで

※応募者多数の場合は、DXの取組方針、DX実践人材の育成方針等を踏まえ、予算の範囲内で交付決定を行います。  
また、申請額の合計が予算額に満たない場合は、令和5年11月以降に追加募集を行う場合があります。

## 交付申請の方法

募集期間内に必要書類を愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課に提出(持参、郵送、メール)

※その他詳細は、県HP掲載の交付要綱等をご参照ください。

## 本事業に についての 連絡先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

TEL:089-912-2506(直通) E-Mail:sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

HP:https://www.pref.ehime.jp/h30580/dx-jissen-hojyo.html



愛のくに  
愛顔あふれる  
愛媛県

# 労働委員会の窓（令和5年5月分）

## 《会議関係》

- 5月26日 第1218回愛媛県労働委員会総会  
「争議行為の予告について」など7件

## 《個別的労使紛争関係》

- 労働相談

	相談者数	相談件数
5月	20	39
累計（4月～）	45	87

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

## 雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、  
労働委員会に相談してみませんか？

### 労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

### 使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あつせん等  
を行う公正・中立の県の行政機関です。

相談・あつせんは無料・秘密厳守でお  
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地

メールアドレス [roudouin@pref.ehime.lg.jp](mailto:roudouin@pref.ehime.lg.jp)

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirou/>

厚生労働省が設置した労災特別介護施設

# ケアプラザ新居浜のご案内

ケアプラザは、労働災害により重度（原則、障害等級1級から3級まで）の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。

当ケアプラザは、全国の8施設の中で、最も新しい施設で、敷地面積約7,000坪、地上3階建て建物約3,500坪、定員90名です。

施設は、大小の島々が浮かぶ瀬戸内海のほぼ中央の海岸近くにあります。気候は非常に温暖で、比較的台風の被害も少なく、太平洋側と較べると雨も少ない所です。

所在する新居浜市は、愛媛県の中でも東部に位置し、施設は市内東部にあります。最寄りの医療機関としては、通院バスで15分～20分くらいの所に愛媛労災病院などがあります。市内中心部へも同程度の所要時間です。

愛媛県は「みかん王国」と言われますが、所在する新居浜市は、「住友」の発祥の地であります。元禄年間（1691年）に「別子銅山」が開坑し、工業都市として発展してきました。



## 愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）のご案内

### 1 ケアプラザ新居浜とは

ケアプラザ新居浜は、労災事故により重度な障害をこうむられた方々に、安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国8か所に設置した介護施設で、四国では新居浜市に設置されているものです。

ケアプラザ新居浜は、平成13年以降20年にわたり、一般の高齢者介護施設などでは対応が難しいとされている、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の傷病・障害の特性に応じた適切で専門的な介護サービスを24時間体制で提供することについて、豊富な経験と実績を有しています。

### 2 入居ができる方は

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害等級又は傷病等級が1級から3級に該当し、居宅において介護が困難と認められる方です。

なお、60歳以上で障害等級4級程度に該当する方等で、居宅での介護が困難な場合は、特例的に入居が認められる場合があります。

### 3 定員や介護サービスは

ケアプラザ新居浜は、定員90人（個室70室、多床室4人×5室）で看護師と介護士が交替制により、入居者の障害・傷病の状態にあわせて、食事介助、排せつ介助や入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。また、リハビリ専門職によるリハビリテーションも行っています。

居室（個室）は約30m<sup>2</sup>の広さで、ベッド、バス（一部シャワー）、トイレ、洗面所、簡易なユニットキッチン、ナースコール（通報装置）等を完備しています。

### 4 入居の費用は

入居に要する費用は、施設利用料（いわゆるホテルコスト）と介護費の合算額となりますが、介護費については、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から後日支給されるため、入居者の方の実質的な負担はありません。

年収（代表例）	施設利用料（月額）（個室の例）			
	扶養親族なし	扶養親族1人 （42%減額）	扶養親族2人 （53%減額）	扶養親族3人以上 （58%減額）
1,200,000円	57,000	33,000	33,000	33,000
1,600,000円	72,000	42,000	42,000	33,000
2,000,000円	105,000	57,000	42,000	42,000
2,800,000円	140,000	72,000	57,000	57,000
3,000,000円	160,000	89,000	72,000	57,000
3,400,000円	180,000	105,000	72,000	72,000

### 5 入居者の募集

現在、入居者を募集しておりますので、労災年金を受給されている方から施設入所の相談がありました際には、選択肢の一つとしてご紹介いただければ幸いです。

名称：愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）  
所在地：愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号  
問合せ先：TEL(0897)67-1122〔担当〕総務課



## 7月1日から令和5年度「全国安全週間」が始まります ～今年度のスローガンは「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」～

厚生労働省及び愛媛労働局は、7月1日から7日までの1週間、

### 高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

をスローガンに掲げて、「全国安全週間」を全国一斉に展開します。

労働災害は、長期的には減少しているものの、近年は増減を繰り返しながらも、増加傾向にあります。

県内における令和4年の死亡者数は12人と、新型コロナウイルス感染症を除いた令和3年の8人から4人増加しています。また、新型コロナウイルス感染症を除いた県内における令和4年の休業4日以上死傷者数は1,517人と、令和3年の1,556人から39人減少していますが、未だ高止まりの状況にあります。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害や墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶ちません。

そこで、令和5年度の「全国安全週間」では、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定した愛媛第14次労働災害防止推進計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められることを呼びかけることとしています。

愛媛労働局では、安全衛生に係る表彰、労働局長によるパトロールを実施するほか、県内の各労働基準監督署では事業場に対するパトロールを実施し、全国安全週間を契機とした労働災害防止の徹底を図ることとしています。

また、各事業場では、7月1日（土）から7日（金）の全国安全週間に向けて、6月1日（木）から30日（金）までを準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の実施などの取組を行うこととされています。

【令和5年度（第96回）全国安全週間の取組概要】

1 スローガン

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

2 期間

7月1日から7月7日（準備期間：6月1日から6月30日）

3 期間中における愛媛労働局、各労働基準監督署の実施事項

① 安全衛生に係る表彰（愛媛労働局長表彰）

日時：7月3日（月）午後1時30分～

場所：愛媛労働局

② 愛媛労働局長による現場パトロールの実施

③ 全国安全週間の取組の周知啓発

各労働基準監督署の管轄地域において、労働災害防止団体と連携し、「全国安全週間説明会」開催する。

④ 各労働基準監督署による事業場の個別指導等の実施

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

### Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

### Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



**Point**

③

**障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。****▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

**▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。**

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

**Point**

④

**障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。****（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

**▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

**▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。**

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

**Q & A****Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）  
令和8年6月以前については2.5%、  
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。



# 就職氷河期世代の積極的な採用と人材育成をお願いします

- ◆バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎えたいわゆる就職氷河期世代の中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にある方がいらっしゃいます。  
事業主の皆様におかれましては、就職氷河期世代の積極的な採用と人材の育成をお願いします。

## ◆ 就職氷河期世代雇い入れの際、ご利用いただける主な助成金

### 1 「トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)」

- 職業経験が不足している求職者を試行的に雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行を図っていただく制度です。 【月額 4万円 最長3ヶ月間】

### 2 「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)」

- 就職氷河期に十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての経験が少ない求職者を正規雇用労働者として雇い入れていただく制度です。 【対象労働者1人あたり 計60(50)万円】

### 3 「人材開発支援助成金(人材育成支援コース)」

- 有期契約労働者等の正社員転換や処遇改善を目的として、事業主が、計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

【① 経費助成：70% ② 賃金助成：760円(380円) ③ OJT実施助成：1訓練当たり10万円(9万円)】

### 4 「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」

- 企業内の非正規雇用労働者を正規雇用労働者等に転換等させるための支援制度です。

【対象労働者1人あたり①有期→正規：57万円(42.75万円) ②無期→正規：28.5万円(21.375万円)】

※( )内は中小企業以外

## ◆ 就職氷河期世代を対象にしたインターン(職場実習・体験)の受け入れにご協力ください

人材の見極め・ミスマッチの防止に！

- 不安定な仕事に就いているなど、さまざまな課題に直面している就職氷河期世代の方々に、就労体験を通じて業種・職種に対する理解を深めていただくことを目的に実施する制度です。
- 実習期間は2日～7日、1日3時間以上を目安に受け入れ人数1人当たり、最大5万5千円の謝金をお支払いします。

## ◆ 就職氷河期世代(35才～55才未満)の応援求人をお願いします

●●●● 就職氷河期世代応援求人は2種類 ●●●●

### 限定求人

- ・経験等 不問
- ・免許資格 不問又は実務経験を問わない
- ・雇用期間 定めなし
- ・年齢 35歳以上 55歳以下
- ・備考欄に「就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった方**限定**」と記載

### 歓迎求人

- ・経験等 不問
- ・免許資格 不問又は実務経験を問わない
- ・雇用期間 定めなし
- ・年齢 不問
- ・備考欄に「就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった方**歓迎**」と記載

# 「産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）」を 4月1日に創設しました

この助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受入れを支援するものです。

※ 助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）のご案内」をご確認ください。

「産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）のご案内」はこちら →



## 助成の対象（主な要件）

### 事業主

- 令和5年4月1日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」※1の応募書類を提出し、交付決定を受けていること  
※1 第10回公募要領の「物価高騰対策・回復再生応援枠」および「最低賃金枠」に限ります。また、事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限ります。
- 下記の労働者の雇入れにあたって、次のa～cの全ての条件を満たすこと
  - 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること
  - 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること
  - 「事業再構築補助金」の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること
- 下記の労働者の雇入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと

### 労働者

- 「事業再構築補助金」の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者で、次の①と②に該当する者
- 次のaかbのいずれかに該当する者
    - 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者
    - 部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者
  - 1年間に350万円以上の賃金※2が支払われる者  
※2 時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限ります。また、助成金の支給については、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限ります。

## 助成の内容

	中小企業	中小企業以外
助成額	280万円/人※3 (140万円×2期※4)	200万円/人 (100万円×2期)
助成対象期間	1年	

※3 一事業主あたり5人までの支給に限ります。

※4 雇入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給します。

## 受給までの流れ

1 事業再構築補助金の応募書類の提出※1

2 採択審査委員会による審査・採択※1

3 事業再構築補助金の交付申請※1

4 事業再構築補助金の交付決定※1

5 対象労働者の雇入れ※2  
(補助事業実施期間内)

6 産業雇用安定助成金の支給申請※3

7 産業雇用安定助成金の受給※4

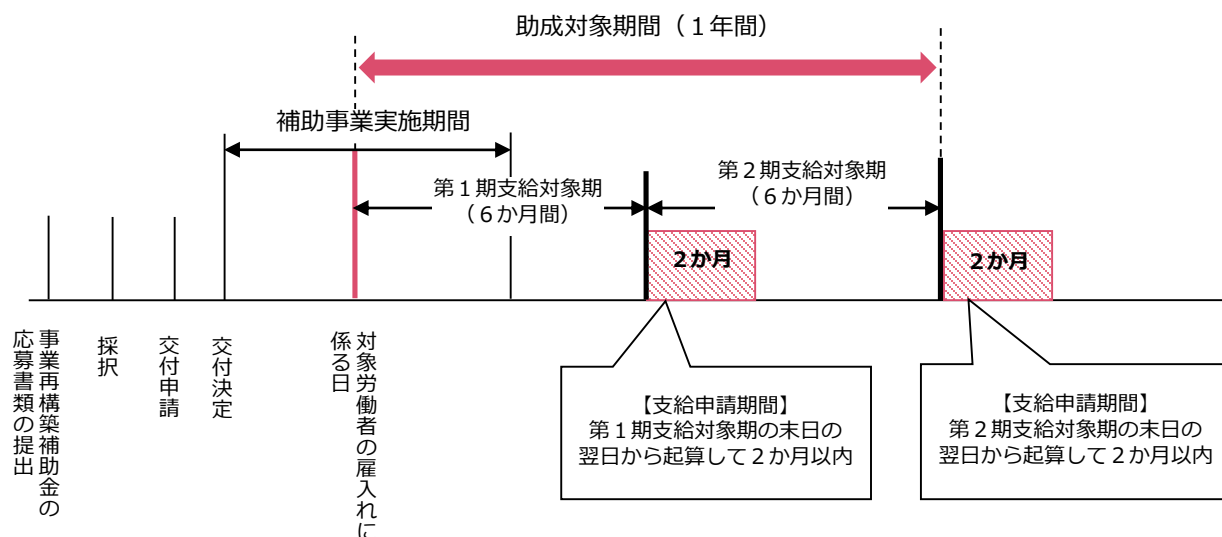
※1 事業再構築補助金の応募、申請先は中小企業庁です。詳細は事業再構築補助金ウェブサイトをご確認ください。

※2 事業再構築補助金について事前着手の承認を受けている場合は当該補助金に係る応募書類の提出日の翌日以降の雇入れが対象となります。また、事業再構築補助金の計画変更により人材確保に関する事項を記載し承認を受けた場合、当該承認日の翌日以降の雇入れが対象となります。補助事業実施期間や、事前着手の承認についての詳細は事業再構築補助金ウェブサイトをご確認ください。

※3 各支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期の末日の翌日から2か月以内に支給申請書を作成し、**愛媛労働局助成金センター**へ提出してください。

※4 支給申請書に基づき、助成金を支給します。

## イメージ



### 参考：事業再構築補助金とは？

目的：ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編など、思い切った事業再構築に意欲を持った中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的としています。（中小企業庁が実施）

詳細は、事業再構築補助金ウェブサイトをご確認ください。

ウェブサイトはこちら→



## 申請・お問い合わせ

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。ご不明な点は、**下記のコールセンター**もしくは**助成金センター**までお問い合わせください。

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

**愛媛労働局 職業安定部職業対策課 助成金センター** 松山市勝山町2-6-3 FJ松山ビル2階

電話番号 **089-987-6370** 受付時間 8:30~17:15 土日・祝日、年末年始（12/29~1/3）は閉庁しております。

**雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター**

電話番号 **0120-603-999** 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日も受け付けています。

# 労働移動支援セミナー



## 従業員の雇用維持・スキルアップ

## 人材確保に取り組みませんか？

雇用調整助成金の特例措置が終了し、雇用維持の方法を検討されている事業主、新市場進出、事業・業種転換や拡大のため、従業員のスキルアップを図りたい事業主、新たな人材を確保したい事業主の皆様に、在籍型出向と助成金についてわかりやすくご説明します。ぜひお気軽にご参加ください。

【日時】 令和5年7月24日（月）

13：30～15：00

【場所】 松山若草合同庁舎7階 共用大会議室  
松山市若草町4-3

【定員】 30名（先着順）

参加費  
無料

### 【プログラム】

- 在籍型出向の概要とマッチング支援について  
～在籍型出向のメリットや出向開始までのステップをわかりやすく説明します～
- 産業雇用安定助成金について  
～出向による労働者の雇用維持・スキルアップ、事業再構築のため新たな人材の雇い入れをお考えの事業主の皆さまを支援します！～
- 人材開発支援助成金について  
～人材育成・人への投資をお考えの事業主の皆さまを支援します！～

### 質疑応答

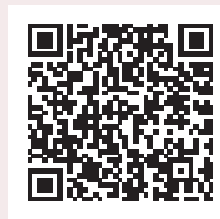
※セミナー終了後、個別相談も承ります。

### 【お申込方法】

下記のURLまたはQRコードから「参加申込フォーム」へアクセスしてください。

＜お申込みはこちらから＞

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou38/zaiseki>



◎ご希望により個別訪問にてご説明もしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

### 【お問い合わせ先】

愛媛労働局職業安定部職業対策課

TEL：089-941-2940

主催：愛媛労働局

共催：公益財団法人産業雇用安定センター愛媛事務所

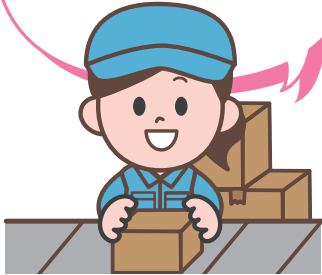
経営者・人事  
労務担当者の  
皆様へ

# 「働き方改革」にお悩みの 中小企業・小規模事業者を 無料でサポートする 愛媛働き方改革 推進支援センター を利用してみませんか？



愛媛働き方改革推進支援センターを利用された方の声。

ハラスメント防止のための社内研修に、センター専門家が講師として派遣され、従業員への周知ができた。(製造業)



就業規則の変更で提出基準や法に関わる部分をプロの目でチェックしてもらい、細かいアドバイスがいただけた。(建設業)



正規雇用と非正規雇用の基本給の差が不合理になっていないか、職務分析・職務評価の取組支援を行っていたが、賃金制度の見直しができた。(販売業)



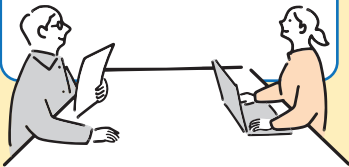
2024年問題(時間外労働の上限規制の適用)の対応について、アドバイスしていただき、時間外労働の削減に向けての取り組みのきっかけとなった。(運送業)



## ご利用いただけるサービス

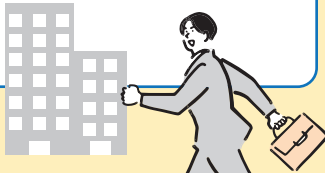
### センターでの相談

支援センターに専門家(社労士)が常駐し、電話・来所・メール相談に応じます。



### 訪問コンサルティング

希望される企業へ専門家(社労士)が直接訪問し、支援を行います。  
※原則3回(最大6回まで)



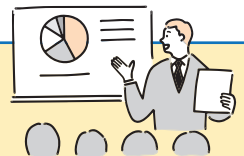
### 出張相談会

県内の商工団体等にて、出張相談窓口を開設します。  
※ホームページに出張相談窓口の開設日程を掲載しています。



### セミナー

各種団体の総会や研修会等にて講師を派遣し、働き方改革に関する講演を行います。  
※ホームページにセミナー開催日程を掲載しています。



お気軽にお問合せください

## 愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7 愛媛県法人会連合会会館1階

フリーダイヤル ☎ 0120-005-262

✉ hatarakil@csc-ehime.jp

■ 受付時間/9時～17時(土・日・祝日・12月29～1月3日を除く)

愛媛働き方改革推進支援センター

🔍 検索

〈受託団体〉



一般社団法人 愛媛県法人会連合会



お気軽にご利用ください!

**FAX089-913-5502**

**FAX申込書**

ご相談内容 (希望する項目を・複数チェック可)

- 時間外労働の削減、上限規制について
- 正規・非正規労働者の不合理な処遇改善
- 人材確保に向けた労務管理の改善
- 働き方改革にともなう助成金の活用
- 年次有給休暇の取得促進
- 就業規則・各種規定の見直し
- ハラスメント防止対策の進め方
- 賃金制度の見直し(職務分析・職務評価)
- テレワーク・時差出勤等多様な働き方について
- その他( )

事業所名

業種

住所

TEL

FAX

MAIL

担当者  
(役職)

従業員

正社員：                      名 (非正社員                      名)

## 愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7  
愛媛県法人会連合会会館1階

フリーダイヤル ☎ 0120-005-262

メール ✉ hataraki1@csc-ehime.jp



# STOP!! 就活ハラスメント

## 就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント防止の徹底を!!

令和2年6月に改正された男女雇用機会均等法等に基づく指針において、事業主は就活生等についても、セクシュアルハラスメント防止の対象として、必要な措置を講じることが望ましいこと等が規定されています。

企業としての責任を自覚し、セクシュアルハラスメント等は行ってはならないものであり、厳正な対応を行う旨などを、研修などを実施し社員に対して周知徹底をすること、学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努めましょう。

### こんな行為は許されません！

性的な冗談やからかい

食事や飲酒に執拗に誘う

不必要な身体への接触

性的な事実関係に関する質問

性的な言動に対して、拒否等したことによる不利益取扱い

性的な関係の強要

【就活生からの具体的な相談事例】

- ・インターンシップやOB訪問などで食事やデートにしつこく誘われた。
- ・オンライン面接の時に「全身を見せて」と言われた。
- ・「恋人がいるのか」と聞かれた。

などがあります。

### 就活生等への ハラスメント防止に向けた 効果的な取組事例

- 就活生等求職者へのハラスメントに関する社員研修の実施
    - ・採用面接前の面接担当者向け事前研修の実施
    - ・面接官トレーニングによるハラスメント防止注意喚起の実施
  - 就活生等求職者と接する際のルールの策定・周知
    - ・就活生と接する機会の注意事項を社員に周知
    - ・所定外時間や個人的な就活生との接触を原則禁止
- など

### ◆ハラスメント防止のために事業主が講ずべき措置◆

- ① 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- ② 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③ 事後の迅速かつ適切な対応
- ④ 併せて講ずべき措置（プライバシーの保護及び相談等を理由とする不利益取扱いの禁止）

※指針においては、就活生等に関しても、同様の取組を行うことが望ましいとされています。

労働局では、就活セクハラ等を起こした企業に対しては、行政指導により再発防止の取組を徹底していくこととしています。

必見!

### 就活ハラスメント対策 企業事例集のご紹介

本事例集では、10社のハラスメント防止対策の具体的な事例をご紹介します！

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910000/001065368.pdf>

就活ハラスメント防止対策  
企業事例集



● 職場におけるハラスメント対策に関しては、下記ウェブサイトにて情報発信しています。

・ポータルサイト「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

あかるい職場応援団 HP

検索



お問い合わせは愛媛労働局雇用環境・均等室へ松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階 電話番号 089-935-5222

[受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）]

2023.5

# 有利

掛金は  
全額非課税

手数料もかかりません。

パートさんも  
加入できます。

パートさんのための  
特例掛金月額を  
ご用意しています。

事業主と生計を一にする  
同居の親族のみを雇用する  
事業所の従業員も、次の条件を  
満たしていれば加入できます。

- 小規模企業共済制度に加入していないこと
  - 事業主との使用従属関係を確認できる書類の提出が可能なこと
- ※掛金助成の対象となりません。

詳しくはホームページを  
ご覧ください。

中退共

検索

# ご存知ですか？ 中退共の退職金制度。

中退共は、60年で110万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

## 安心

国の退職金制度  
安心・確実

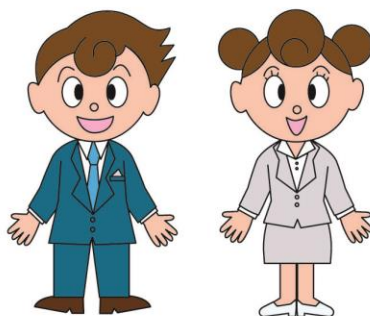
掛金の助成を  
受けることができます。

## 簡単

外部積立型だから  
管理がカンタン

## 人材の 定着

従業員の意欲の向上  
にもつながります。



### 中退共制度のしくみ

#### ① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

#### ② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で納付します。

#### ③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。



(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211